

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成26年10月28日
【会社名】	株式会社アイフリーク ホールディングス
【英訳名】	I-FREEK HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 永田 万里子
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	管理担当取締役 芦田 克宣
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	管理担当取締役 芦田 克宣
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク ホールディングス 東京支店 (東京都渋谷区円山町23番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年10月15日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社アイフリーク モバイルの「なりきり!!ごっこランド」を中心とする知育アプリ事業を、クックパッド株式会社が今後設立する予定である子会社に譲渡することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称：株式会社アイフリーク モバイル
住所：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
代表者の氏名：代表取締役社長 渡辺 剛司

(2) 当該事業の譲渡先の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社キッズスター
住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
代表者の氏名：平田 全広
資本金：180百万円
事業の内容：知育アプリの開発及び運営

(3) 当該事業譲渡の目的

当社の連結子会社である株式会社アイフリーク モバイルは、当社グループの事業の中核を担うモバイルコンテンツ事業「デココレ」、「スグデコ!」、「photodeco+」、「カロリナ」等のコミュニケーションコンテンツを開発・運営しております。同社は、平成26年9月26日に同じく当社の連結子会社であった株式会社キッズスターと合併し、「森のえほん館」（電子えほん）、「なりきり!!ごっこランド」（知育アプリ）を展開するファミリーコンテンツサービスの事業を承継いたしました。ファミリーコンテンツサービスについては、限られた経営資源の中で更なる成長・安定化に向け、今暫くの間、追加投資を含めた各種取り組みの検討が必要な状況となりました。しかしながら当社は、前連結会計年度の有価証券報告書「事業等のリスク」の記載において、「継続企業の前提に関する注記」の記載には至っていないものの、3期連続の営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断しております。

このような状況下におきまして、可及的速やかに財務基盤の増強を図るとともに、グループ全体の持続的な成長を達成していくためには、今後も黒字化まである程度の期間を要することが見込まれるため、更なる追加投資が必要な知育アプリ事業を譲渡し、当社グループの各事業の選択と集中をより強く推進して経営資源を集約することが、当社グループの企業価値の最大化につながると判断し、事業譲渡を決定いたしました。なお、株式会社キッズスターが開発・運営していた電子えほん事業については、株式会社アイフリーク モバイルが開発・運営するコミュニケーションコンテンツ事業と連携しつつ、当社グループの収益事業として引き続き推進してまいります。

(4) 当該事業譲渡の内容

譲渡対象 株式会社アイフリーク モバイルが開発・運営する「なりきり!!ごっこランド」を中心とした知育アプリ部門

直近事業年度（平成26年3月）における譲渡事業の経営成績

	知育アプリ部門(a)	平成26年3月期連結実績(b)	比率(a/b)
売上高	13百万円	1,410百万円	1.0%

(注) 事業譲渡部門の売上総利益、営業利益、経常利益については、算出しておりません。

譲渡事業の資産、負債の項目及び金額（平成26年8月31日現在）

なお、事業譲渡時点における当該事業の全資産及び全負債が譲渡対象になりますが、事業譲渡時点の資産および負債の金額は現時点で未確定であります。

資産	
項目	帳簿価格
仕掛品	2百万円
ソフトウェア	8百万円
ソフトウェア仮勘定	3百万円
合計	14百万円

（注）事業譲渡部門の負債については、金額が少額であることから相手先と協議の結果、譲渡の対象とはなりません。

譲渡価額 80百万円

決済方法 現金決済

譲渡日程 平成26年10月15日 当社取締役会決議

平成26年10月15日 事業譲渡契約締結

平成26年11月4日 事業譲渡日（予定）

（注）なお、当事業譲渡につきましては、会社法第467条第1項第2項に定める「事業の重要な一部の譲渡」に該当しないため、株主総会での承認を必要としません。

以上